

公害関係調査票の記入上の注意事項

○ はじめに

この公害関係調査票は、北九州市に進出予定の工場・事業場（以下「進出企業」という）において、環境関係法令及び北九州市公害防止条例に基づく届出・許可申請並びに公害防止協定の締結等の必要性の有無を確認するために作成をお願いしているもので、本調査票の提出とは別に、環境関係法令及び条例に基づく届出等の手続が必要になりますので、あらかじめご了承ください。

○ 対象となる業種

- ・ 製造業（物品の加工修理業、リサイクル業、実証研究施設を含む）
- ・ 電気供給業（太陽光・水力・地熱発電所を除く）
- ・ ガス供給業
- ・ 熱供給業

【参考1】北九州市公害防止条例（抄） 昭和46年10月21日条例第54号

（目的）

第1条 この条例は、環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、北九州市環境基本条例その他法令に特別の定めがあるものを除くほか、公害の防止について必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。

（公害防止協定の締結等）

第22条 市長は、この条例の目的を達成するため必要と認める場合においては、ばい煙等※を発生する施設を設置している者（当該施設の構造、使用の方法等を変更する者を含む。以下この条において同じ。）または当該施設を設置しようとする者との間に公害の防止に関し協定を締結し、当該協定に従い特別の措置を講ずるよう努めなければならない。

（※ばい煙等‥ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、悪臭、土壌の汚染または地盤沈下）

2 ばい煙等を発生する施設を設置している者または当該施設を設置しようとする者は、市長の求めがあった場合において、公害の防止に関し協定を締結し、当該協定に基づき特別の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前項の規定による公害の防止に関する協定が締結されるまでは、当該ばい煙等を発生する施設の工事に着手し、またはその使用の方法を変更しないように努めなければならない。

4 市長は、第2項の市長の求めがあった場合において、公害防止に関し協定を締結するよう努めない者があるときは、その旨を公表するものとする。

【参考2】北九州市の「環境ビフォーアフター」

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924_10612.html



～ 記入要領 ～

【1 全般について】

- ・記入欄が足りない場合は、行を追加するか、別紙に記載してください。
- ・【参考2】北九州市の「環境ビフォーアフター」を市HPから確認したのち、□に✓を記入してください。

【2 進出工場・事業場】

- ・「工場・事業場名」については、名称が未定の場合、「(仮称)〇〇工場」等と記入してください。
- ・「都市計画用途地域」については、工場・事業場建設予定地における北九州市の都市計画に基づく用途地域を記入してください。

《参考》都市計画図（地域情報ポータルサイト G-matty 内）

<https://www2.g-matty.com/ToshikeikakuApp/>

- ・「業種」については、「日本標準産業分類（平成25年10月改定）」に基づく「細分類番号（4桁の数字）」及び「細分類項目名」を記入してください。

《参考》総務省・日本標準産業分類ホームページ

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm

- ・「進出理由等」については、必ず記入してください。

【3 業務内容】

- ・できるだけ具体的に記入してください。

（例）「金属くずのリサイクル」を事業として行う場合、リサイクルする金属くずが「『有価物』として購入したもの」なのか、「『産業廃棄物』として収集したもの」なのか記入する。

【4 ばい煙関係】

- ・「施設名」については、ばい煙が発生、若しくはそのおそれのある施設を記入してください。
- ・「規模」については、伝熱面積や燃料燃焼能力などを単位とともに記入してください。
（例）ボイラー⇒（伝熱面積）20m²、非常用ディーゼル機関⇒（燃料燃焼能力）100L/hなど
- ・「根拠法令」については、当該施設が法・条例において規定する特定（指定）施設に該当するかどうか記入してください。

「大気汚染防止法」⇒「法対象」と記入してください。
「北九州市公害防止条例」⇒「条例対象」と記入してください。
上記の法・条例の特定（指定）施設に該当しない⇒「対象外」と記入してください。

- ・「使用燃原料」については、当該施設で主に使用する燃原料の種類を記入してください。
- ・「燃原料使用量」については、「使用燃原料」の欄に記入した燃原料の1時間当たりの使用量を単位とともに記入してください。
- ・「排出ガス量」については、当該施設を定格能力で稼動した場合に発生する1時間当たりの湿り排出ガス量を記入してください。

【5 粉じん関係】

- ・「施設名」については、粉じんが発生・飛散、若しくはそのおそれのある施設を記入してください。
- ・「規模」については、施設の定格出力や面積などを単位とともに記入してください。
(例) 破碎機⇒(定格出力) 100kW、堆積場⇒(面積) 1,500m²など
- ・「根拠法令」については、当該施設が大気汚染防止法において規定する特定施設に該当する場合は「法対象」と記入し、該当しない場合は「対象外」と記入してください。
- ・「防止対策」については、粉じんの発生・飛散を防止・抑制するために講じる対策を記入してください。
(例)「スプリンクラーを設置する」、「表面固化剤を散布する」、「防じんカバーを設置する」など

【6 VOC関係】

- ・「施設名」については、VOC（揮発性有機化合物）を排出・飛散、若しくはそのおそれのある施設を記入してください。
- ・「規模」については、送風能力や容量などを単位とともに記入してください。
(例) 塗装用乾燥施設⇒12,000m³/h、貯蔵タンク⇒2,000kL
- ・「根拠法令」については、当該施設が大気汚染防止法において規定する特定施設に該当する場合は「法対象」と記入し、該当しない場合は「対象外」と記入してください。
- ・「使用する VOC の種類」については、当該施設で主に使用・貯蔵する VOC の種類を記入してください。

【7 悪臭関係】

- ・「悪臭物質名」については、事業活動に伴って発生、若しくは発生のおそれのある悪臭防止法において規定する特定悪臭物質の名称を記入してください。また、悪臭防止法において規定する特定悪臭物質でなくても、悪臭に係る苦情の原因となりうる物質が発生する場合も同様に記入してください。
- ・「悪臭物質が発生する工程・施設等」については、悪臭物質が発生する作業工程の内容や施設名を記入してください。
- ・「防止対策」については、悪臭の発生を防止・抑制するために講じる対策を記入してください。
(例)「活性炭による吸着」、「燃焼処理」、「洗浄塔を設置する」など

【8 水質関係】

- ・「公共下水道」については、工場・事業場建設予定地が公共下水道供用区域内かどうか記入してください。
- ・「施設名」については、製造工程に係る施設のほか、生活排水系統の施設（浄化槽・洗車場等）も記入してください。
- ・「根拠法令」については、当該施設が法・条例において規定する特定（指定）施設に該当するかどうか記入してください。

「水質汚濁防止法」⇒「水濁法」と記入してください。
「下水道法」⇒「下水道法」と記入してください。
「瀬戸内海環境保全特別措置法」⇒「瀬戸内法」と記入してください。
「北九州市公害防止条例」⇒「条例」と記入してください。
上記の法・条例の特定（指定）施設に該当しない⇒「対象外」と記入してください。

- 「有害物質の使用」とは、水質汚濁防止法において規定する有害物質を製造、使用又は処理することを指します。設置する施設において有害物質の使用等の有無を記入し、「有」の場合は、その有害物質名を記入してください。
- 「放流先」については、「〇〇海」、「〇〇川」、「公共下水道」などの名称を記入して下さい。雨水排水管を経由して公共用水域に排出する場合は、その雨水排水管が接続している公共用水域の名称を記入してください。
- 「水質」については、項目の記載があるもの及びその他排出する規制物質について記入してください。
- 「有害物質の貯蔵施設」は、有害物質を含む液状の物を貯蔵する施設を指します。

【9 土壤汚染関係】

- 「形質変更面積」については、開発区域内の土地の形状又は性質の変更を行う面積を記載してください。例えば宅地造成、土地の掘削、土壤の採取、開墾等の行為は、土地の形質の変更に該当します。3,000m²を超えると、土壤汚染対策法に基づく土地の形質の変更届出が必要になります。
- 「土壤汚染対策法指定区域」については、開発区域が土壤汚染対策法の指定区域（「要措置区域」又は「形質変更要届出区域」をいう。）に該当するかどうか記入してください。該当する場合は、「該当」と記入してください。該当しない場合は、「該当無」と記入してください。北九州市内の指定区域は、下記のホームページで確認できます。

⇒ <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/00600022.html>

【10 騒音・振動関係】

- 「施設名」については、騒音及び振動の発生、若しくは発生のおそれのある施設（自動車騒音を除く）について、すべて記入してください。
- 「根拠法令」については、当該施設が法・条例において規定する特定（指定）施設に該当するかどうか記入してください。

「騒音規制法」⇒「騒音法」と記入してください。
「振動規制法」⇒「振動法」と記入してください。
「北九州市公害防止条例」⇒「条例」と記入してください。
上記の法・条例の特定（指定）施設に該当しない⇒「対象外」と記入してください。

- 「防止対策」については、騒音・振動の発生を防止・抑制するために講じる対策を記入してください。
(例)「消音器を設置する」、「施設を屋内に設置する」、「駆動部にカバーを設置する」など

【1 1 廃棄物関係】

- 「廃棄物の処理」については、事業活動に伴い発生した産業廃棄物の種類ごとに、自社で処理する場合は「自社処理」と記入し、その処理方法を、他社に処理を委託する場合は「業者委託」と記入し、処理の委託先を記入してください。委託先が決定していない場合は「未定」と記入してください。
- 「廃棄物処理施設の設置予定」については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という）に基づく廃棄物処理施設を設置する予定の有無について選択してください。設置予定がある場合は、取り扱う廃棄物の種類及び規模を記入してください。
- 「廃棄物処分業の許可取得予定」については、廃掃法に基づく北九州市の産業廃棄物処分業の許可を取得する予定の有無について（許可の対象となる廃棄物が「産業廃棄物（=産廃）」であるか「特別管理産業廃棄物（=特管）」であるかも含めて）選択してください。許可取得の予定がある場合は、取り扱う廃棄物の種類及びその処理方法を記入してください。

【1 2 ダイオキシン類関係】

- 「施設名」については、ダイオキシン類対策特別措置法において規定する特定施設に該当する施設を記入してください。
- 「基準対象」については、当該施設について、「排出ガスに係るもの（大気排出基準）」及び「排出水に係るもの（水質排出基準）」のうち、どちらが適用されるのか記入してください。
- 「排出濃度」については、当該施設を定格能力で稼動した場合に発生するダイオキシン類濃度（毒性等量）を記入してください。

【1 3 化学物質関係（P R T R 法届出対象化学物質）】

- 「化学物質名」については、P R T R 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）において規定する第一種指定化学物質または特定第一種指定化学物質に該当する化学物質名を選択してください。

【1 4 環境ビフォーアフター】

- 「化学物質名」については、P R T R 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）において規定する第一種指定化学物質または特定第一種指定化学物質に該当する化学物質名を選択してください。

◆調査票の記入にあたり、参考となる資料◆

設置予定の施設が、法・条例で規定する特定（指定）施設に該当するか等については、下記のホームページのリンク先でご確認ください。

環境に関する各種届出（北九州市ホームページ）

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/business/menu03_0176.html